

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針の全部改正……………（環境推進課）	64
○平成25年度鳥獣保護区の更新……………（生物多様性保全課）	64
○平成25年度鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（生物多様性保全課）	67
○平成25年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（生物多様性保全課）	68
○鉛散弾銃規制地域の設定……………（生物多様性保全課）	68
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	68
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	69
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	69
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	70
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	71
○海岸保全区域の指定の一部改正……………（砂防災害課）	71
○建築士免許の取消し……………（建築指導課）	72

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	73
----------------------------	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	74
----------------------	----

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	75
○特定調達契約に係る入札の公告……………	76

告 示

北海道告示第625号

平成19年北海道告示第221号（環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針）の全部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号）第4条の3、第4条の4、

第4条の6、第4条の14、第7条、第7条の3、第12条から第14条まで、第15条の2、第20条の2、第28条、第28条の2、第29条の2、第38条、第38条の2、第49条、第51条から第53条まで及び第56条の規定に基づき、環境影響評価に関する技術的方法等の一般的指針を別冊のとおり定めた。

（別冊は省略し、その別冊は、北海道環境生活部環境局環境推進課に据え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第626号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を更新した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 ピリカダム鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

ピリカダム鳥獣保護区は、瀬棚郡今金町の北東に位置し、大半を国有林に取り囲まれたダムである。ダムには、後志利別川、ピリカベツ川等が注ぎ込んでいる。

また、国道230号に面し、近くにスキー場、温泉等があり、町内外の人々から憩いの場として親しまれている地域である。

周辺の林相は、トドマツ等の人工林とミズナラ、イタヤ、シラカバ、ヤナギ等の天然林が混在している。

また、ヤマゲラ、アカゲラ、ヒガラ等の鳥が生息し、渡り鳥も多数渡来してきているので、渡り鳥の重要な中継地となっている。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名 称 智恵文沼鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり

- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成45年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
智恵文沼鳥獣保護区は、名寄市北部のＪＲ智恵文駅から西方約１キロメートルに位置しており、ハクチョウ、カモ類をはじめとする渡り鳥の休息地としての湖沼であり、とりわけカモ類の渡来地として重要である。
また、沼周辺部は草原性及び森林性の鳥類の生息地となっている。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 3(1) 名 称 るもっぺ憩いの森鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成45年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
身近な鳥獣生息地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
るもっぺ憩いの森鳥獣保護区は、ＪＲ留萌駅から南方約3.5キロメートルに位置しており、ダケカンバ、ナナカマド、ハンノキ等の天然広葉樹林からなる標高約200メートルの丘陵地である。
ウグイス、クマガエラ、コルリ、キビタキなどの鳥獣が生息しており、住民の自然観察の場や憩いの場として親しまれている。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 4(1) 名 称 枝幸鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

- イ 鳥獣保護区の指定目的
枝幸鳥獣保護区は、枝幸郡枝幸町の中心部から南方約12キロメートルに位置しており、標高150メートルから約550メートルに及ぶ丘陵地である。
当該区域の植生は、ミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹林で、これにトドマツ、エゾマツなどの針葉樹が混合している天然性の針広混合林である。
このような自然環境を反映して、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ、シジユウカラ、エゾライチョウ等多くの野鳥が生息しており、森林に生息する鳥獣の環境として良好である。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 5(1) 名 称 声問大沼鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成45年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
集団渡来地の保護区
- イ 鳥獣保護区の指定目的
声問大沼鳥獣保護区は、ＪＲ南稚内駅から東へ約6.5キロメートルに位置しており、大沼と周辺の原野及び広葉樹林等から構成されている。湖畔の一部には稚内市のバードハウスが整備され、市民や観光客等の野鳥観察や自然とのふれあいの拠点となっている。
湖沼は、ハクチョウやカモ類をはじめとする渡り鳥の休息地であり、とりわけコハクチョウの渡来地として重要である。沼周辺部は、ヨシ等の湿性植物を中心とした低層湿原及びハンノキ等の広葉樹林が発達しており、ノゴマ、コヨシキリ等の草原性鳥類の生息地となっている。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 6(1) 名 称 兜沼鳥獣保護区
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成45年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

兜沼鳥獣保護区は、豊富町北方、J R 兜沼駅から南方100メートルに位置している。

兜沼は、サロベツ湿原の一部をなす湖沼であり、湖沼周辺は、原野及び広葉樹林等から構成される。湖畔の一部には豊富町によりキャンプ場が整備され、町民等の自然と親しむ憩いの場となっており、周辺はヨシ等の湿性植物を中心とした低層湿原及びハシロキ等の広葉樹林が発達している。ガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、とりわけヒシクイの渡来地として重要である。

また、アカエリカイツブリを始めとする水禽類の繁殖が見られるほか、ノゴマ、ヒバリなどの草原性の野鳥やアカゲラ、シジュウカラなどの森林性の野鳥も観察されるなど多くの鳥類に好適な環境を形成している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 ビヤシリ鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

ビヤシリ鳥獣保護区は、紋別郡雄武町の市街地から西南約30キロメートルに位置し、標高986メートルのビヤシリ岳を最高とする標高800メートル前後の山稜地である。

当該区域の植生は、ハイマツ群落、エゾマツ及びダケカンバ林があり、林床にはチシマザサが密生している。

また、高層湿原のビヤシリ湿原が広がり、湿原生の植物群落も見られる。

このため、湿原では、ノゴマ、オオジュリン、ヒバリ等の湿原性の鳥や、湿原周辺ではアカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ等の森林性の鳥が生息しており、多くの鳥類に好適な環境を形成している。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 武利鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

武利鳥獣保護区は、トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林からなる、標高800～1,200メートルの森林地帯であり、武利川本流が流れるなど鳥獣の優れた生息地である。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 瀬戸瀬鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

瀬戸瀬鳥獣保護区は、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の広葉樹を中心とした天然林からなる標高約500メートルの丘陵地であり、区域に沿って湧別川本流が流れるなど鳥獣の優れた生息地である。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 呼人鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

呼人鳥獣保護区は、トドマツ、ミズナラ、シナノキ、ヤチダモ等の針広混交林であり、全域が網走国定公園に含まれる。網走湖に面した当該地域は、森林の環境は良好で、飛来する水鳥類等の優れた生息環境として好適である。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

11(1) 名 称 興部鳥獣保護区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 鳥獣保護区の指定目的

興部鳥獣保護区は、トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林からなる、標高400～800メートルの山稜地であり、班溪川の支流が流れ入るなど、鳥獣の優れた生息地である。

現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第627号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 名 称 枝幸特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

枝幸鳥獣保護区は、枝幸郡枝幸町の中心部から南方12キロメートルに位置する標高300メートル前後の丘陵地で、その植生は、ミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹林で、これにトドマツ、エゾマツなどの針葉樹が混合している天然性の針広混合林である。

このような自然環境を反映して、アカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ、シジユウカラ、エゾライチョウ等多くの森林性鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区に指定する地域は、トドロケ川及びその支流の上流部にあたり、標高も高く、急斜面に渓谷が形成されており、溪流沿いに生息するキセキレイやミソサザイ、オオルリ等の生息に特に好適な環境を形成している。

また、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、クマタカといった希少な鳥類の生息も確認されている。

このようなことから、当該区域は、植生を含む野生鳥獣の生息環境の観点から、枝幸鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名 称 ピヤシリ特別保護地区

(2) 区 域 次のとおり

(3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 特別保護地区の指定目的

ピヤシリ鳥獣保護区は、紋別郡雄武町の市街地から西南約30キロメートルに位置し、標高986メートルのピヤシリ岳を最高とする標高800メートル前後の山稜地である。

当該地域の植生は、ハイマツ群落、エゾマツ及びダケカンバ林があり、林床にはチシマザサが密生している。

特に、特別保護地区の区域は、高層湿原のピヤシリ湿原が広がり、ツルコケモモ、ムラサキミズゴケ群落及びモウセンゴケ、ミカズキグサ群落に、ワタスゲ、ガンコウランなどが加わった典型的な山地湿原の植生となっている。

このため、湿原では、ノゴマ、オオジュリン、ヒバリ等の湿原性の鳥や、湿原周辺ではアカゲラ、ウグイス、オオルリ、キビタキ等の森林性の鳥が生息しており、多く

の鳥類に好適な環境を形成している。

このようなことから、当該区域は植生を含む野生鳥獣の生息環境の観点から、ピヤシリ鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域と認められるため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第628号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 名 称 爾波山特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 2(1) 名 称 神威岳特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3(1) 名 称 清陵特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4(1) 名 称 皆楽特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 5(1) 名 称 厚真大沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり

- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 6(1) 名 称 茂辺地特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 7(1) 名 称 斜里特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 8(1) 名 称 猿別特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 9(1) 名 称 糠平特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 10(1) 名 称 幌戸沼特定猟具使用禁止区域
- (2) 区 域 次のとおり
- (3) 存続期間 平成25年10月1日から平成35年9月30日まで（10年間）
- (4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境局生物多様性保全課並びに関係総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第629号

平成12年北海道告示第1565号（鉛散弾銃規制地域の設定）の一部を次のように改正する。

平成25年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

2の事項を次のように改める。

2 削除

北海道告示第630号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ず

る。

平成25年 9 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)

登 別 市 平成25年10月 4 日から11月29日まで

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第631号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成25年 9 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

上磯土地改良区

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所

就 任 平成25. 9. 2 理 事 清 水 千万幸 北斗市一本木352番地の2

富良野土地改良区

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所

就 任 平成25. 9. 8 理 事 鈴 木 弘 美 富良野市字西達布2182番地

同 同 同 菊 地 信 章 同 字西鳥沼の3

同 同 同 長 尾 榮 治 同 字北大沼の1

同 同 同 井 上 勝 祐 同 字西扇山の1

同 同 同 笹 田 正 同 字東山778番地 1

同 同 同 丸 山 利 夫 同 字東布礼別

同 同 同 山 崎 康 司 空知郡上富良野町西 4 線北31号

同 同 同 上 田 修 一 同 上富良野町東 5 線北20号

同 同 同 久 保 秀 之 同 中富良野町字中富良野東 1 線北19号

同 同 同 北 嶋 王 三 同 中富良野町字中富良野東 8 線北14号

同 同 同 本 間 敏 仁 同 中富良野町字中富良野東 6 線北 4 号

同 同 同 岩 渕 伸 人 同 中富良野町字中富良野東 4 線北15号

同 同 同 棟 方 英 樹 同 中富良野町字中富良野東 6 線北11号

同 同 監 事 田 中 敏 之 同 中富良野町字中富良野鹿討農場

同 同 同 岡 久 芳 弘 同 上富良野町栄町 2 丁目

同 同 同 佐々木 親 雄 富良野市字北麓郷の 1

退 任 同 25. 9. 7 理 事 長 尾 榮 治 同 字北大沼の 1

同 同 同 菊 地 信 章 同 字西鳥沼の 3

同 同 同 井 上 勝 祐 同 字西扇山の 1

同 同 同 鈴 木 弘 美 同 字西達布2182番地

同 同 同 丸 山 利 夫 同 字東布礼別

同 同 同 石 上 孝 雄 同 字東山1080番地の 2

同 同 同 瀬 川 英 幸 空知郡上富良野町西 2 線北22号

同 同 同 山 崎 康 司 同 上富良野町西 4 線北31号

同 同 同 上 田 修 一 同 上富良野町東 5 線北20号

同 同 同 梅 本 哲 昭 同 中富良野町字中富良野東 6 線北14号

同 同 同 田 井 晴 夫 同 中富良野町字中富良野東 3 線北19号

同 同 同 原 田 一 男 同 中富良野町字中富良野東 4 線北 8 号

同 同 同 信 岡 正 之 同 中富良野町字中富良野東 3 線北 8 号

同 同 監 事 田 中 敏 之 同 中富良野町字中富良野鹿討農場

同 同 同 向 山 浩 寿 同 上富良野町東 1 線北21号

同 同 同 佐々木 親 雄 富良野市字北麓郷の 1

北海道告示第632号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年 9 月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 (1) 保安林予定森林の所在場所 常呂郡訓子府町字常磐482の 1 ・網走郡美幌町字栄森38の 1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）、38の862

(2) 指 定 の 目 的 水源の涵養

(3) 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 留萌市三泊町2458・釧路郡釧路町別保8丁目38から41
 まで・42の1・43（以上7筆について次の図に示す部分
 に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部
 林務局治山課並びに留萌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第633号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡西興部村（次の図に示す部分に限る。）
 の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 西興部村（次の図に示す部分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 札幌市・北見市・天塩郡遠別町・紋別郡西興部村
 の所在場所 （以上2市1町1村について次の図に示す部分に限
 る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 札幌市・北見市・遠別町・西興部村（以上2市1町1村について次の図に示す部
 分に限る。）
 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、札
 幌市・北見市・紋別郡西興部村（以上2市1村につい
 て次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 中川郡幕別町（国有林。次の図に示す部分に限
 の所在場所 る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第634号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩見沢市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第581号のとおりである。

平成25年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不分明な者

岩見沢市栗沢町越前777所在の森林について所有権を有する 三澤 辰也

北海道告示第635号

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課並びに関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月27日

北海道知事 高橋 はるみ

2 渡島南沿岸海岸保全区域の表渡島南沿岸の(1)尻岸内海岸の尻岸内町の項中「尻岸内町」を「函館市」に改め、同項8の事項を次のように改める。

8 恵山及び御崎地区海岸の次の基点1から基点65までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点Aを結ぶ線、補点Aから補点Dまでの各点を順次に結ぶ線及び基点65と補点Dを結ぶ線によって囲まれた区域。

基点1 地籍図根点Q1交1(世界測地系座標X=-244,837.320、Y=+75,816.632)から方向角171度01分41秒の方向247.693メートルの地点

基点2 基点1から方向角19度50分49秒の方向43.787メートルの地点

基点3 基点2から方向角109度25分44秒の方向8.640メートルの地点

基点4 基点3から方向角20度32分46秒の方向18.182メートルの地点

基点5 基点4から方向角22度35分53秒の方向22.128メートルの地点

基点6 基点5から方向角25度32分33秒の方向20.173メートルの地点

基点7 基点6から方向角28度24分13秒の方向24.197メートルの地点

基点8 基点7から方向角30度43分58秒の方向37.905メートルの地点

基点9 基点8から方向角30度12分11秒の方向31.715メートルの地点

基点10 基点9から方向角24度12分43秒の方向21.479メートルの地点

基点11 基点10から方向角17度46分35秒の方向21.621メートルの地点

基点12 基点11から方向角11度39分43秒の方向21.223メートルの地点

基点13 基点12から方向角7度39分40秒の方向20.583メートルの地点

基点14 基点13から方向角6度02分15秒の方向20.679メートルの地点

基点15 基点14から方向角93度43分08秒の方向0.200メートルの地点

基点16 基点15から方向角6度39分42秒の方向6.474メートルの地点

基点17 基点16から方向角7度11分10秒の方向6.387メートルの地点

基点18 基点17から方向角8度09分43秒の方向7.135メートルの地点

基点19 基点18から方向角6度54分36秒の方向6.375メートルの地点

基点20 基点19から方向角351度44分15秒の方向14.982メートルの地点

基点21 基点20から方向角284度46分41秒の方向3.034メートルの地点

基点22 基点21から方向角20度23分50秒の方向10.556メートルの地点

基点23 基点22から方向角108度25分00秒の方向3.979メートルの地点

基点24 基点23から方向角81度45分59秒の方向7.981メートルの地点

基点25 基点24から方向角352度04分36秒の方向0.196メートルの地点

基点26 基点25から方向角81度58分32秒の方向10.588メートルの地点

基点27 基点26から方向角4度51分24秒の方向33.368メートルの地点

基点28 基点27から方向角34度04分55秒の方向13.138メートルの地点

基点29 基点28から方向角38度19分09秒の方向5.227メートルの地点

基点30 基点29から方向角42度08分31秒の方向17.202メートルの地点

基点31 基点30から方向角47度22分30秒の方向16.193メートルの地点

基点32 基点31から方向角53度02分54秒の方向16.242メートルの地点

基点33 基点32から方向角58度24分37秒の方向15.022メートルの地点

基点34 基点33から方向角64度00分29秒の方向15.288メートルの地点

基点35 基点34から方向角68度04分54秒の方向15.187メートルの地点

基点36 基点35から方向角72度38分17秒の方向16.142メートルの地点

基点37 基点36から方向角73度48分50秒の方向60.454メートルの地点

基点38 基点37から方向角69度15分00秒の方向17.833メートルの地点

基点39 基点38から方向角65度21分39秒の方向10.273メートルの地点

基点40 基点39から方向角61度34分03秒の方向6.162メートルの地点

基点41 基点40から方向角57度45分45秒の方向20.786メートルの地点

基点42 基点41から方向角51度59分52秒の方向24.824メートルの地点
基点43 基点42から方向角50度43分02秒の方向18.299メートルの地点
基点44 基点43から方向角52度51分19秒の方向17.849メートルの地点
基点45 基点44から方向角58度10分17秒の方向16.000メートルの地点
基点46 基点45から方向角64度57分14秒の方向15.033メートルの地点
基点47 基点46から方向角68度43分30秒の方向15.216メートルの地点
基点48 基点47から方向角71度10分40秒の方向40.231メートルの地点
基点49 基点48から方向角70度56分23秒の方向32.214メートルの地点
基点50 基点49から方向角70度56分38秒の方向10.414メートルの地点
基点51 基点50から方向角70度19分12秒の方向7.801メートルの地点
基点52 基点51から方向角68度53分25秒の方向10.273メートルの地点
基点53 基点52から方向角67度42分49秒の方向10.268メートルの地点
基点54 基点53から方向角66度37分01秒の方向10.273メートルの地点
基点55 基点54から方向角65度24分51秒の方向10.268メートルの地点
基点56 基点55から方向角64度21分30秒の方向10.267メートルの地点
基点57 基点56から方向角63度06分29秒の方向10.272メートルの地点
基点58 基点57から方向角62度08分09秒の方向3.511メートルの地点
基点59 基点58から方向角62度11分43秒の方向42.169メートルの地点
基点60 基点59から方向角62度30分12秒の方向1.733メートルの地点
基点61 基点60から方向角333度44分33秒の方向4.749メートルの地点
基点62 基点61から方向角63度29分46秒の方向22.994メートルの地点
基点63 基点62から方向角155度12分51秒の方向4.854メートルの地点
基点64 基点63から方向角65度31分46秒の方向8.884メートルの地点
基点65 基点64から方向角66度42分43秒の方向5.969メートルの地点
補点A 基点1から方向角137度03分56秒の方向83.044メートルの地点
補点B 基点16から方向角96度15分07秒の方向72.985メートルの地点
補点C 基点30から方向角135度55分42秒の方向62.637メートルの地点
補点D 基点65から方向角182度00分01秒の方向63.950メートルの地点

- 5 天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(7)遠別海岸の遠別町の項海岸保全区域の欄の1の事項中「、C点から国有林海側境界沿いに同境界と字丸松と字啓明の字界との交点(D点)まで引いた線、D点及びウツツ川河川堤防敷地右岸境界と町道海側境界との交点(E点)を結ぶ線と」を「及びC点、座標値X = 85021.112、Y = 37,548.088の地点(D点)、D点から方向角168度46分47秒の方向631.783メートルの地点(E点)までの各点を順次に結ぶ線、」に、「及びE点から北西に270メートルの点(③点)を結ぶ線と③点及びE点を結ぶ線とに囲まれた区域」を「、E点から方向角281度33分18秒の方

向192.880メートルの地点(③点)までの各点を順次に結ぶ線及びE点と③点とを結ぶ線によって囲まれた区域。」に改め、3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項の次に次の1事項を加える。

- 2 基点①から基点⑧までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点①とを結ぶ線、補点①と補点②とを結ぶ線及び基点⑧と補点②とを結ぶ線によって囲まれた区域

基点① 3級基準点H21-3-1(座標値X = 84,426.771、Y = -37,398.008)から方向角191度15分34秒の方向113.776メートルの地点

基点② 基点①から方向角94度09分10秒の方向49.299メートルの地点

基点③ 基点②から方向角110度37分06秒の方向37.823メートルの地点

基点④ 基点③から方向角198度10分20秒の方向112.670メートルの地点

基点⑤ 基点④から方向角233度08分17秒の方向43.858メートルの地点

基点⑥ 基点⑤から方向角174度33分06秒の方向30.438メートルの地点

基点⑦ 基点⑥から方向角176度26分39秒の方向19.187メートルの地点

基点⑧ 基点⑦から方向角178度34分22秒の方向49.784メートルの地点

補点① 基点①から方向角259度33分18秒の方向178.564メートルの地点

補点② 基点⑧から方向角269度59分59秒の方向170.001メートルの地点

北海道告示第636号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項第5号の規定により、次のとおり二級建築士免許を取り消した。

平成25年9月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-----------------|--|
| 1(1) 処分をした年月日 | 平成25年9月12日 |
| (2) 処分を受けた建築士 | 関 弘祐 |
| (3) 建築士の区分 | 二級建築士 |
| (4) 建築士登録番号 | 北海道知事登録 第(十)1779号 |
| (5) 処分の内容 | 免許の取消し |
| (6) 処分の原因となった事実 | 二級建築士である関弘祐は、建築士法第13条の2第1項の規定に基づき、不正の手段によって受けた平成13年二級建築士試験の合格の決定を取り消された。 |
- これは、建築士法第9条第1項第5号に該当する。

- | | |
|---------------|-------------------|
| 2(1) 処分をした年月日 | 平成25年9月12日 |
| (2) 処分を受けた建築士 | 加藤 真也 |
| (3) 建築士の区分 | 二級建築士 |
| (4) 建築士登録番号 | 北海道知事登録 第(釧)1517号 |

(5) 処 分 の 内 容 免許の取消し (6) 処分の原因となった事実 二級建築士である加藤真也は、建築士法第13条の2第1項の規定に基づき、不正の手段によって受けた平成12年二級建築士試験の合格の決定を取り消された。 これは、建築士法第9条第1項第5号に該当する。	北海道上川総合振興局告示第107号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年9月27日 北海道上川総合振興局長 山 本 広 海 1 落札に係る物品等の名称（1キログラム又は1トン当たりの単価）及び調達予定数量 <table><tr><td>(1) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式</td><td>450,900キログラム</td></tr><tr><td>(2) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課及び富良野出張所管内</td><td>515,100キログラム</td></tr><tr><td>(3) 凍結防止剤（粒状）（塩化ナトリウム及びナトリウム、マグネシウム混合塩化物）</td><td>59,200キログラム</td></tr><tr><td>(4) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内中央地区）</td><td>2,300トン</td></tr><tr><td>(5) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内北部地区）</td><td>1,100トン</td></tr><tr><td>(6) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内東部地区）</td><td>400トン</td></tr><tr><td>(7) 焼砂（焼碎石）7号碎石（士別出張所管内）</td><td>900トン</td></tr><tr><td>(8) 焼砂（焼碎石）0～2.5mm砂（富良野出張所管内）</td><td>2,300トン</td></tr><tr><td>(9) 焼砂（焼碎石）7号碎石（美深出張所管内）</td><td>200トン</td></tr></table> 2 落札を決定した日 平成24年10月26日 3 落札者の氏名及び住所 <table><tr><td>(1) 1の(1)</td><td>ア 氏 名 大成ロテック株式会社</td></tr><tr><td></td><td>イ 住 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号</td></tr><tr><td>(2) 1の(2)</td><td>ア 氏 名 北進開発株式会社</td></tr><tr><td></td><td>イ 住 所 旭川市5条西7丁目3番13号</td></tr><tr><td>(3) 1の(3)</td><td>ア 氏 名 エスケー産業株式会社</td></tr><tr><td></td><td>イ 住 所 札幌市白石区東札幌1条4丁目8番1号</td></tr><tr><td>(4) 1の(4)</td><td>ア 氏 名 前田道路株式会社</td></tr><tr><td></td><td>イ 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番3号</td></tr><tr><td>(5) 1の(5)及び(9)</td><td>ア 氏 名 コンス・A・M・G株式会社</td></tr><tr><td></td><td>イ 住 所 旭川市東鷹栖東1条4丁目637番地の47</td></tr><tr><td>(6) 1の(6)</td><td></td></tr></table>	(1) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式	450,900キログラム	(2) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課及び富良野出張所管内	515,100キログラム	(3) 凍結防止剤（粒状）（塩化ナトリウム及びナトリウム、マグネシウム混合塩化物）	59,200キログラム	(4) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内中央地区）	2,300トン	(5) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内北部地区）	1,100トン	(6) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内東部地区）	400トン	(7) 焼砂（焼碎石）7号碎石（士別出張所管内）	900トン	(8) 焼砂（焼碎石）0～2.5mm砂（富良野出張所管内）	2,300トン	(9) 焼砂（焼碎石）7号碎石（美深出張所管内）	200トン	(1) 1の(1)	ア 氏 名 大成ロテック株式会社		イ 住 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号	(2) 1の(2)	ア 氏 名 北進開発株式会社		イ 住 所 旭川市5条西7丁目3番13号	(3) 1の(3)	ア 氏 名 エスケー産業株式会社		イ 住 所 札幌市白石区東札幌1条4丁目8番1号	(4) 1の(4)	ア 氏 名 前田道路株式会社		イ 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番3号	(5) 1の(5)及び(9)	ア 氏 名 コンス・A・M・G株式会社		イ 住 所 旭川市東鷹栖東1条4丁目637番地の47	(6) 1の(6)	
(1) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式	450,900キログラム																																								
(2) 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課及び富良野出張所管内	515,100キログラム																																								
(3) 凍結防止剤（粒状）（塩化ナトリウム及びナトリウム、マグネシウム混合塩化物）	59,200キログラム																																								
(4) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内中央地区）	2,300トン																																								
(5) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内北部地区）	1,100トン																																								
(6) 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内東部地区）	400トン																																								
(7) 焼砂（焼碎石）7号碎石（士別出張所管内）	900トン																																								
(8) 焼砂（焼碎石）0～2.5mm砂（富良野出張所管内）	2,300トン																																								
(9) 焼砂（焼碎石）7号碎石（美深出張所管内）	200トン																																								
(1) 1の(1)	ア 氏 名 大成ロテック株式会社																																								
	イ 住 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号																																								
(2) 1の(2)	ア 氏 名 北進開発株式会社																																								
	イ 住 所 旭川市5条西7丁目3番13号																																								
(3) 1の(3)	ア 氏 名 エスケー産業株式会社																																								
	イ 住 所 札幌市白石区東札幌1条4丁目8番1号																																								
(4) 1の(4)	ア 氏 名 前田道路株式会社																																								
	イ 住 所 東京都品川区大崎1丁目11番3号																																								
(5) 1の(5)及び(9)	ア 氏 名 コンス・A・M・G株式会社																																								
	イ 住 所 旭川市東鷹栖東1条4丁目637番地の47																																								
(6) 1の(6)																																									
総合振興局告示及び振興局告示																																									
北海道後志総合振興局告示第79号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年9月27日 北海道後志総合振興局長 宮 川 秀 明 1 落札に係る物品等の名称及び数量 <table><tr><td>(1) ロータリ除雪車（1.5m／800t級） 1台</td><td></td></tr><tr><td>（ロータリ除雪車（1.3m／700t級）1台と交換）</td><td></td></tr><tr><td>(2) ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級及び2.6m／3,400t級） 2台</td><td></td></tr><tr><td>（ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級）2台と交換）</td><td></td></tr></table> 2 落札を決定した日 平成25年8月20日 3 落札者の氏名及び住所 <table><tr><td>(1)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所</td><td></td></tr><tr><td>イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号</td><td></td></tr><tr><td>(2)ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社</td><td></td></tr><tr><td>イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地</td><td></td></tr></table> 4 落札金額 <table><tr><td>(1) 17,062,500円</td><td></td></tr><tr><td>(2) 75,600,000円</td><td></td></tr></table> 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年7月12日付け北海道後志総合振興局告示第57号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 <table><tr><td>(1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課</td><td></td></tr><tr><td>(2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号</td><td></td></tr></table>	(1) ロータリ除雪車（1.5m／800t級） 1台		（ロータリ除雪車（1.3m／700t級）1台と交換）		(2) ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級及び2.6m／3,400t級） 2台		（ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級）2台と交換）		(1)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所		イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号		(2)ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社		イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地		(1) 17,062,500円		(2) 75,600,000円		(1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課		(2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号																		
(1) ロータリ除雪車（1.5m／800t級） 1台																																									
（ロータリ除雪車（1.3m／700t級）1台と交換）																																									
(2) ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級及び2.6m／3,400t級） 2台																																									
（ロータリ除雪車（2.2m／2,300t級）2台と交換）																																									
(1)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所																																									
イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号																																									
(2)ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社																																									
イ 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地																																									
(1) 17,062,500円																																									
(2) 75,600,000円																																									
(1) 名 称 北海道後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課																																									
(2) 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号																																									

ア 氏 名 美瑛川砂利碎石販売協同組合 イ 住 所 上川郡美瑛町字下字莫別第5 (7) 1の(7) ア 氏 名 三共建設株式会社 イ 住 所 士別市東2条北4丁目15番地 (8) 1の(8) ア 氏 名 山伏パコム株式会社 イ 住 所 富良野市本町8番1号 4 落札金額 (1) 40.0円 (2) 27.4円 (3)ア 占冠村字中央 24.8円 イ 事業課 42.0円 ウ 士別出張所 42.0円 エ 富良野出張所 42.0円 (4) 5,200円 (5) 6,000円 (6) 6,200円 (7) 7,000円 (8) 7,150円 (9) 7,300円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年9月14日付け北海道上川総合振興局告示第93号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 旭川市6条19丁目1番1号	平成25年9月27日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 北海道札幌国際情報高等学校汎用コンピュータシステムの賃貸借（43台分）一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成25年12月2日から平成31年11月29日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを事前に明らかにした者であること。 (5) 当該調達物品に関し、調達物品標準仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成25年9月27日（金）から同年10月15日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第95号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。	

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館11階第4研修室 (送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室) (2) 入 札 日 時 平成25年10月22日(火) 午前10時30分(送付による場合は、同月21日(月) 午後5時までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告 平成25年5月17日付け北海道教育庁石狩教育局告示第65号 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送により交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量90グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ(http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk)においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 電話番号 011-204-5872 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Thin Client Computer System 43 sets B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., October 22, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 21, 2013) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan Phone : 011-204-5872 道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第332号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年9月27日 北海道警察本部長 坂 明 1 落札に係る物品等の名称及び数量 <table> <tr> <td>(1)ア 警察官(男性)用冬服上衣</td> <td>1,443着</td> </tr> <tr> <td>イ 警察官(男性)用冬服ズボン</td> <td>2,169本</td> </tr> <tr> <td>(2)ア 警察官(男性)用防寒服(I種)上衣</td> <td>677着</td> </tr> <tr> <td>イ 警察官(男性)用防寒服(I種)ズボン</td> <td>963本</td> </tr> <tr> <td>ウ 警察官(女性)用防寒服(I種)上衣</td> <td>106着</td> </tr> <tr> <td>エ 警察官(女性)用防寒服(I種)ズボン</td> <td>119本</td> </tr> </table> 2 落札を決定した日 平成25年8月29日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社ムラカミ イ 住 所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号 (2)ア 氏 名 榎本商事株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地 4 落札金額	(1)ア 警察官(男性)用冬服上衣	1,443着	イ 警察官(男性)用冬服ズボン	2,169本	(2)ア 警察官(男性)用防寒服(I種)上衣	677着	イ 警察官(男性)用防寒服(I種)ズボン	963本	ウ 警察官(女性)用防寒服(I種)上衣	106着	エ 警察官(女性)用防寒服(I種)ズボン	119本
(1)ア 警察官(男性)用冬服上衣	1,443着												
イ 警察官(男性)用冬服ズボン	2,169本												
(2)ア 警察官(男性)用防寒服(I種)上衣	677着												
イ 警察官(男性)用防寒服(I種)ズボン	963本												
ウ 警察官(女性)用防寒服(I種)上衣	106着												
エ 警察官(女性)用防寒服(I種)ズボン	119本												

- (1) 45,875,151円
- (2) 22,273,765円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
(1) 平成25年7月16日付け北海道警察本部告示第251号
(2) 平成25年7月16日付け北海道警察本部告示第252号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第333号

北海道警察本部長 坂 明

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
オンラインネットワーク用端末装置（2,845式）の賃貸借 一式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契 約 期 間 平成26年3月21日から平成32年3月20日まで。ただし、予算
の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
 - (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入札日時 平成25年11月8日(金)午後1時30分(送付による場合は、同月7日(木)午後5時までに必着)
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び定形外郵便重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

落札決定に当たっては、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から参加を除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2240

11 Summary

- A Nature and quantity of products to be procured : Personal Computer 2,845 1set
 - B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., November 8, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 7, 2013)
 - C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 ex.2240
-